

カーボンニュートラル設備投資助成事業 省エネルギー化支援助成金 (簡易申請コース)

令和8年度（7月募集分）募集案内

本募集案内は簡易申請コース（上限 100 万円）に申請する方へのご案内です。

		(1) 簡易申請コース	(2) 省エネ診断受診コース
助成限度額		上限 100 万円	上限 300 万円
助成金額		助成対象経費の 2 分の 1	助成対象経費の 2 分の 1
代理申請		委任状提出により可	不可
要件比較	省エネルギー診断の受診	不要（ただし、設備更新による二酸化炭素排出削減見込量の確認を受けることが必要）	必要（市が指定する機関による省エネルギー診断等に基づく設備投資であること）
	二酸化炭素削減量	0.12 t 以上の削減目標	1.2t 以上の削減
	脱炭素化推進への協力	事前申込時に CO2 削減計画を立てること。 また、実績報告までに、市が指定する機関による「二酸化炭素排出削減見込量の確認」を受けること	実績報告時までに「二酸化炭素削減計画書」を策定し、本市の省エネ・脱炭素化への取組啓発に協力すること



助成金の不正受給は犯罪です！

助成金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は

刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、

募集案内の要件をよくご確認のうえ適正な申請をお願いします。

お問合せ

横浜市経済局ものづくり支援課

カーボンニュートラル設備投資助成担当

TEL 045-671-3489

Email ke-yci@city.yokohama.lg.jp

受付時間 9:00~17:00 (12:00~13:00 及び土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)

横浜市経済局

目 次

目 次.....	- 2 -
制度の概要	- 4 -
1 制度の目的	- 4 -
2 助成率・助成金額	- 4 -
3 助成対象者の主な要件	- 4 -
4 助成対象となる事業（設備投資）の主な要件.....	- 4 -
簡易申請コース 手続の流れ	- 5 -
助成対象者の要件	- 6 -
1 助成対象者の要件	- 6 -
助成対象となる事業.....	- 8 -
1 助成対象となる設備投資と交付の条件.....	- 8 -
2 対象設備の一覧	- 9 -
3 助成対象となる経費.....	- 11 -
4 助成対象外となる経費	- 11 -
手続①申請の準備	- 12 -
（代理申請の場合のみ）委任状の作成.....	- 12 -
1 委任状の提出方法	- 12 -
手続② 事前申込	- 13 -
1 事前申込	- 13 -
2 受理又は不受理の通知について	- 14 -
提出書類の注意点	- 15 -
1 見積書及び領収書の代金の支払いを確認できる資料.....	- 15 -
2 見積書の取得（発注 1 件あたり税込み 1 0 0 万円以上の場合）	- 16 -
手続③ 専門家による CO2 排出削減見込量の測定について	- 17 -
1 CO2 削減計画について	- 17 -
2 二酸化炭素排出削減見込量の測定について（IDEC 横浜による確認）	- 17 -
手続④ 設備の導入.....	- 18 -
1 設備の導入	- 18 -
2 支払い方法	- 18 -
3 事前申込内容の変更等	- 19 -
交付申請兼実績報告書類の準備	- 20 -
1 助成対象経費計算書の作成.....	- 20 -
手続⑤ 助成金の申請（交付申請兼実績報告）	- 21 -

1 実績報告に必要な書類	- 21 -
2 誓約	- 22 -
3 申請方法	- 23 -
4 申請期限	- 24 -
5 申請から交付決定兼交付額確定までの流れ.....	- 24 -
手続⑥ 助成金交付請求	- 25 -
1 交付請求書の提出	- 25 -
2 助成金の振込.....	- 25 -
財産処分の制限等について.....	- 25 -
1 関係書類の保存について	- 25 -
2 財産処分の制限について.....	- 25 -
注意事項.....	- 26 -
1 注意事項	- 26 -
お問合せ先	- 26 -
1 お問合せ先	- 26 -
2 ホームページ.....	- 26 -
【参考】市が指定する省エネルギー診断	- 27 -
1 市が指定する省エネルギー診断.....	- 27 -

制度の概要

1 制度の目的

横浜市内の中小企業者が実施する省エネ効果の高い設備投資に対する助成を行うことで、エネルギー価格高騰への対策と脱炭素化を支援します。

2 助成率・助成金額

助成率	助成上限額
助成対象経費の 1 / 2	100 万円

3 助成対象者の主な要件

- ・ 中小企業者（P6 参照）であること
- ・ 横浜市内に事業所を置き、当該事業所において申請時点で 12 か月を経過して営業していること
- ・ 横浜市税（法人市民税又は市・県民税）の納税義務者であり市税の滞納がないこと
- ・ 横浜市の「脱炭素取組宣言※」を行うこと



※ 脱炭素取組宣言

横浜市では、中小・小規模事業者の皆様に、身近な省エネ活動を含む脱炭素化に取り組むことを宣言していただく「脱炭素取組宣言」を創設し、宣言された事業者の皆様の脱炭素化の取組を応援しています。

<宣言の主なメリット>

- ◆ ロゴマークやステッカーが利用可能
- ◆ 省エネ診断の受診費用を補助
- ◆ 市ウェブサイトで事業者名を公表
- ◆ 脱炭素経営アドバイザーによる無料の個別支援が利用可能
- ◆ 総合評価落札方式で入札時に加算

所要時間 3～5 分程度

宣言はこちらから



ウェブサイト URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/datsutansosengen.html>

4 助成対象となる事業（設備投資）の主な要件

- ・ 事業所の省エネルギー化に資する設備投資であって、設備ごとの条件を満たすもの
- ・ 事前申込時に「CO2 削減計画」の目標として、設備の更新により年間 0.12 t 以上の CO2 排出量の削減を見込むこと。
- ・ 原則として設備導入前までに、公益財団法人 横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）が実施する「訪問支援」を利用して、設備更新による二酸化炭素排出削減見込量の確認を受けること。
- ・ 原則として市内事業者から購入した設備であること
- ・ 事前申込の受理通知日以降に助成対象事業に着手（工事の着工、設備の設置等）し、代金の支払いを行うこと

※このほかの要件については P6～11 を必ずご確認ください

簡易申請コース 手続の流れ

① 申請の準備

- ・ **脱炭素取組宣言の実施** ▶ P.4
市ウェブサイトから宣言を行い、宣言書または確認書を取得する必要があります。
- ・ **見積りを取得し、事業者を選定する** ▶ P.15
選定した事業者は原則変更できません。注意事項を確認し、取得してください。
- ・ **(代理申請する場合のみ)委任状の作成** ▶ P.12
申請にかかる手続きを代理人に委任して行うことができます。

② 事前申込 ▶ P.13

受付期間 令和8年 **7月3日**(金) 10時～
10月30日(金) 17時まで ※予算額に達し次第終了

市-① 受理又は不受理の通知 ▶ P.14

事前申込の内容に不足がないことを確認して通知します。
ご登録いただいたメールアドレスへ、順次結果をお知らせします。

③ 専門家による CO2 排出削減 見込み量の測定 ▶ P.17

原則、**設備の導入前**に測定してください。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 (IDEC 横浜) の脱炭素経営アドバイザーが事業所を訪問し、設備更新による CO2 削減見込量を測定します。(令和7年4月1日以降に省エネ診断を受診している場合は省略可)

「③CO₂排出削減見込量の測定」において、二酸化炭素排出削減が見込めないと判断され、助成対象外となることがあります。(P17 下段参照)

IDEC 横浜から、**二酸化炭素排出削減見込確認書(様式第 11 号)**が発行されます。

発行まで1か月ほどかかります

「④助成金の申請」の際に添付してください。

③ 設備の導入 ▶ P.18

受理の通知を受領してから、工事の着工、設備の納品・設置をし、「④助成金の申請」までに **工事・納品・支払い**を完了させてください。

④ 助成金の申請 ▶ P.21

申請期限 事前申込の受理通知日から起算して **3か月後の末日**、
又は 令和9年 **1月29日**(金)17時 のいずれか早い日まで

市-② 助成金交付決定兼交付額確定通知の送付

不備がなければ申請後1ヵ月程度で申請者あてに送付します。

⑤ 助成金の請求 ▶ P.25

助成金の交付請求を行います。(詳細は、市-②送付時にご案内します)

最終提出期限 令和9年 **2月26日**(金)17時 まで

市-③ 助成金の振込

請求書に不備がなければ1ヵ月程度で指定の口座へ振り込みます。

助成対象者の要件

1 助成対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) **中小企業者**（※¹）であること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ア みなし大企業（※²）
 - イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業
- (2) **横浜市内に事業所**（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）（※³）があること。
- (3) 交付申請日において設備を導入する事業所で**営業開始から 12 か月を経過**していること。（事業を継承した場合は、継承してから 12 か月を経過していること）
- (4) 横浜市が実施する脱炭素取組宣言制度による**脱炭素取組宣言**を行っていること。
- (5) **横浜市税**（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては市・県民税をいう。以下同じ。）の**納税義務者**（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。
- (6) 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (7) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (8) 横浜市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうちに暴力団員に該当するものがある法人でないこと。
- (9) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

簡易申請コース

事前申込時に CO2 削減計画として、0.12 t 以上の削減目標を掲げること、交付申請兼実績報告時に「二酸化炭素排出削減見込量確認書」を提出し、本市の省エネ・脱炭素化への取組啓発に協力することを交付の条件としています。

※¹ 中小企業者

中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」（※⁴）の**いずれかを満たす法人又は個人事業主とする。**

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 飲食サービス業、小売業	5,000 万円以下	50 人以下

会社法以外の法人（一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO 法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等）は**対象外となります。**

サービス業に該当する業種

「情報通信業」のうち「放送業」「情報サービス業」「映像・音声・文字情報制作業（一部）」「駐車場業」「物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」等

その他業種に該当する業種

「不動産業（駐車場業を除く）」「情報通信業（上記サービス業に該当するものを除く）」「旅行業」「農業」「金融業、保険業」等

詳細については、中小企業庁 HP 及び総務省「日本標準産業分類」をご確認ください。

中小企業庁：中小企業・小規模事業者の定義

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※² みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指します。

- ア 一つの大企業（中小企業者以外の者（地方公共団体を含む））に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者
- イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

※³ 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設を指します。

本助成金においては住居兼事業所への導入は居住用途との使途区別がつけがたいため原則として対象外となります。

《例外として認められるケース》

来店する顧客に対して商品・サービスを提供する独立した店舗部分（飲食店、小売店など）に設置するものであり、専ら事業の用のみに使用すること（住居用と兼用するものは対象外）。

※⁴ 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

助成対象となる事業

1 助成対象となる設備投資と交付の条件

1 事業者につき 1 事業所に限って申請（※¹）を行うことができ、次のすべてを満たしている必要があります。

- （1）助成対象者が、交付申請日時点で営業開始から 12 か月を経過している**市内の事業所で使用する設備**であること。
- （2）**事業所の省エネルギー化に資する設備投資**であって、**対象設備の一覧（P.9）**に記載の条件を満たすこと。
- （3）事前申込時に「**CO2 削減計画**」を立て、設備の更新により**年間 0.12 t 以上の CO2 排出量を削減すること**を目標として掲げること。
- （4）原則として設備導入前までに、公益財団法人 横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）が実施する「**訪問支援**」を利用して、設備更新による**二酸化炭素排出削減見込量の確認を受けること**。
- （5）**市内事業者（※²）**または**準市内事業者（※³）**から発注していること。さらに**発注 1 件（※⁴）当たり税込み 100 万円以上の場合**は**市内事業者（※²）2 者以上の見積合わせ**を行い、最低価格にて発注していること。
- （6）**事前申込の受理通知日以降に着手**（設備の設置、工事の着工）すること。
- （7）**事前申込の受理通知を受けてから 3 か月後の末日までに設置又は工事及び支払等が完了し、交付申請兼実績報告まで終えること**。

（※¹） 1 事業者につき 1 事業所の申請

1 事業者につき 1 事業所への導入に限り申請可能です。複数事業所への導入について申請することはできません。

（事前申込において不受理のメールを受理した事業者は、不備が解消されて受理されるまで事前申込を行うことは可能です。）

（※²） 市内事業者

横浜市契約規則に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者、主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に記載されていない団体をいいます。（確認書類については P.16 参照）

（※³） 準市内事業者

横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいいます。

（※⁴） 発注 1 件

原則として見積書単位で 1 件の契約とみなします。見積書作成時の注意点は P.15 をご参照ください。

2 対象設備の一覧

事業所の省エネルギー化に資する設備であって次に掲げるもの

対象設備	対象となる条件
(1) 業務用空調設備	指定設備またはトップランナー基準を達成するものに 更新 するもの (家庭用に製造・販売されているものは対象とならない)
(2) 業務用給湯器	指定設備または潜熱回収型またはヒートポンプ式電気給湯器に 更新 するもの(家庭用に製造・販売されているものは対象とならない)
(3) 業務用冷凍冷蔵設備	指定設備またはトップランナー基準を達成するものに 更新 するもの (家庭用に製造・販売されているものは対象とならない)
(4) 高性能ボイラ	指定設備またはボイラ効率が95%以上であるものに 更新 するもの
(5) 変圧器	指定設備またはトップランナー基準を達成するものに 更新 するもの (キュービクル等の受変電設備も含む)
(6) 産業用モータ (モータ本体、コンプレッサー、ポンプ、送風機に限る)	指定設備または三相200V、モータ出力0.75kW以上でIE3以上のモータを搭載するものに 更新 するもの
(7) 生産設備	指定設備に 更新 するもの

表中の指定設備とトップランナー基準を達成するものの考え方についてはP.10をご確認ください

<対象外となる場合>

- (1)～(7)に記載の対象設備であっても、次の①～⑦に該当するものは対象となりません
- ① 中古品※又はリース契約に基づき取得したもの
 - ② 事業所以外に効果が波及するもの(事業所のうち居住用途との用途区別ができないもの)
 - ③ 複数の事業者で共同所有するもの
 - ④ 予備的または将来に備えるもの
 - ⑤ 販売、貸付等(他者に販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む)による利益を目的としているもの
 - ⑥ 支払先が次に該当するもの
 - ・(助成対象者が法人の場合) 代表者又は役員が支払先事業者の代表者又は役員に属する場合
 - ・(助成対象者が個人の場合) 代表者、代表者の配偶者又は2親等内の親族が支払先事業者の役員として属する場合
 - ・事業を営んでいない個人
 - ⑦ 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けているもの(他の補助金と重複して支払いを受けることはできません。状況を確認するため、他の補助制度執行機関、部署と情報を共有することがあります。)

※中古品

一度使用された物品、使用されない物品で使用のために取引されたもの、又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

指定設備

経済産業省「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 設備単位型」及び「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該ホームページ等で型番を公表している設備

指定設備は（一社）環境共創イニシアチブのウェブサイトにて製品型番をご確認ください

令和6年度補正予算 指定設備 → <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

令和7年度補正予算 指定設備 → <https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧

『(Ⅲ)設備単位型』の補助対象設備を検索できます。

※製品の詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認ください。メーカーへお問い合わせください。

※補助対象設備であっても、交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和6年6月11日時点

※製品型番は、メーカーより申請があった後、審査完了したものを順次公開しております。

そのため、登録製品型番は都度本ページにてご確認ください。

※低炭素工業炉は製品型番登録を行っていません。申請を検討されている方は、公募要領をご確認ください。

※令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業の(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型は、「産業ヒートポンプ」「業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器」「低炭素工業炉」「高効率コージェネレーション」「高性能ボイラ」が補助対象となります。

(Ⅲ)設備単位型で補助対象となる「その他SIIが認めた高性能な設備」については以下よりご確認ください。

 その他SIIが認めた高性能な設備 一覧 (105KB) ※随時更新

「条件を指定して検索する」を選択いただき、型番が登録されているかをご確認ください。

メーカー一覧から検索する 条件を指定して検索する

※ユーティリティ設備・生産設備のどちらかを必ず選択してください。

ユーティリティ設備※

生産設備※

メーカー名

製品名

型番

トップランナー基準を達成

エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき定められた令和8年4月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率 100%以上を達成するものを指します。

【参考】トップランナー基準（省エネ基準）の確認方法

基準達成マーク



助成対象

省エネ基準達成率 120%達成

その他



〇〇年省エネ基準達成

助成対象

基準未達成マーク



助成対象外

省エネ基準達成率 90%達成

メーカーによっては「省エネ基準」と記載されている場合があります。また、マークは掲載されていない場合があります。導入予定設備が基準を達成しているかどうかあらかじめ販売店等に確認してください。基準を達成していることがわかるカタログ等の箇所を事前申込時に提出いただきます。

【注意】本助成金は中小企業が事業所に業務用設備を設置する場合のみ助成対象となります

家庭用に製造されたエアコン、冷蔵庫、給湯器については業務用として使用する場合であっても本助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。

また、住居兼事業所など居住用との使途区別がつけがたい事業所への導入も原則として対象外となります。

家庭用製品は対象外



3 助成対象となる経費

設備本体に加え、設備本体と一体として支払われる付属設備の購入費並びに設置工事費（設備の購入とは別に工事や付属品を発注している場合、その費用は経費として認められません）

対象経費の例

設備費用：設備本体、本体の稼働に必要不可欠または省エネ性向上に資する付属設備（空調設備と合わせて導入する全熱交換器など）

工事費用：労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

※諸経費・雑費など不明瞭な費目は対象経費に含めることができません

4 助成対象外となる経費

次の経費は助成の対象外となる例です。

- （１）公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- （２）各種保証・保険料（延長保証など）、振込手数料等
- （３）既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む）
- （４）既存設備等の修繕費、補修費
- （５）サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- （６）購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- （７）その他市長が助成対象経費として不適当を認めるもの

助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外します。

手続①申請の準備 (代理申請の場合のみ) 委任状の作成

※事前申込の後も申請手続きの委任ができます。

1 委任状の提出方法

簡易申請コースでは、申請にかかる手続きを代理人に委任して行うことができます。
手続きの代理を希望する場合は、委任状（第4号様式）を記入し、スキャンしたデータを事前申込時にご提出ください。事前申込後に委任した場合は、ウェブサイトから様式をダウンロードし、事務局まで電子メール（送付先：ke-yci@city.yokohama.lg.jp）でご提出ください。

委任状は委任者と受任者の双方の押印が必要です。

委任状は委任者（設備導入事業者）または受任者（代理申請者）どちらからでも提出いただくことができます。

【注意事項】

- ・事前申込後に委任状を提出された場合、事務局の委任手続きが完了しない限り、受任者は助成金の申請フォームにアクセスできません。
- ・交付決定兼交付額確定通知は、委任者（申請者）あてに送付します。
- ・委任者が省エネ診断を既に受診している場合を除き、事前申込後、IDEC 横浜から設備更新による二酸化炭素削減見込量を測定するため、訪問日時の調整連絡があります。

#

②現有設備（更新する設備）の写真等

※設備全体（背景を含む）を撮影してください。（空調の場合は、**室外機と室内機の両方**の写真が必要です。）

※同一の設備を複数箇所に導入する場合は、導入箇所ごとに撮影

③導入設備が設備条件を満たしていることがわかる資料

※カタログや仕様書のうち**トップランナー基準達成**などの**設備条件を満たしていることがわかる箇所**または**指定設備として登録されていることがわかる箇所**

④脱炭素取組宣言書または確認書

⑤申請手続きを委任する場合は、委任状（第4号様式）の写し

2 受理又は不受理の通知について

事前申込日から **10 営業日**を目安に、受理又は不受理の通知を、ご登録いただいたメールアドレスにお知らせします。不受理の通知を受け取った場合は、不受理理由を解消の上、再度お申込みいただくことが可能です。

提出書類の注意点

1 見積書及び領収書の代金の支払いを確認できる資料

- ▲ 見積書により選定した事業者は、原則変更できません。 事前申込の受理通知後に変更が生じた場合は、事前申込を再度行っていただく必要があります。変更する場合は事務局までご連絡ください。

見積書及び領収書の注意点

※設備種類ごとに見積書及び領収書の発行を受けてください。

(空調と冷凍冷蔵庫を同一事業者が発注する場合は見積書及び領収書を分けてください。空調を2台など同種の設備を複数導入する場合は分割することに合理的な理由がない限り合算して1発注とし、見積書及び領収書は1つにまとめてください。)

※事前申込時には経費の内訳が記載された見積書を、交付申請兼実績報告時には領収書及び内訳書(契約書、納品書、請求書等)を提出してください。区別が難しいものは助成対象経費から除外します。

※本体設備の値引きをする場合は、値引き後の金額を記載してください。

※税込み 100 万円以上の発注の場合は、市内事業者(本店が市内である事業者) 2 者以上の事業者から見積書を取得してください。安価な事業者が発注していることが条件です。

※発注金額が税込み 100 万円未満であっても横浜市内に所在している(支店や営業所も可) 事業者が発注していることが書面上確認できない場合は、助成することができません。

※物品や工事の性質上、市内事業者では調達・施工が困難な場合は理由書(第5号様式)の提出が必要となります。事前に担当者までご相談ください。

(特殊な技術を要する工事や特殊な物品で購入先が特定される場合などに限り認められます)

事前申込日から遡り3か月以内に発行されているか

見積書

令和8年5月1日

株式会社〇〇〇〇

様

〒123-4567

横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル

株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 □□□□

TEL: 045-000-0000

宛名は申請者と一致しているか(法人の場合は法人名、個人の場合は代表者名)

見積事業者の住所または電話番号(支店や営業所も可)が横浜市内であることが必要

合計金額 ¥995,170- 円

品名	数量	単位	単価	金額	摘要
業務用空調 メーカー(●●) SSRG000GDK	1	式	800,000	800,000	
室内機: FHCP111FC x 2、室外機: RSRP222C x 1					
取付工事費	1	式	269,700	269,700	
撤去作業費	1	式	30,000	30,000	
その他諸経費	1	式	5,000	5,000	
調整値引き	1	式	-200,000	-200,000	

付属設備や工事費用の詳細内訳が記載されていない場合は再提出を求める場合があります。

調整費など、内訳が明確でない値引きについては、全て助成対象経費から差し引きます。

2 見積書の取得（発注1件あたり税込み100万円以上の場合）

発注1件あたり税込み100万円以上となる場合は、市内事業者（本店が市内に限る）2者以上の見積もり合わせが必要です。

見積り合わせは同一条件で行ってください。また、**全ての見積事業者について**、市内事業者であることの証明として下記書類の提出が必要となります。

法人からの購入の場合

次のいずれかの書類が必要

- ・見積事業者の「**法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）**」（事前申込日から3カ月以内に発行されたもの）

本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内であることが確認できること

- ・「**横浜市一般競争入札有資格者名簿**」

所在地区分が「市内」であることが確認できる箇所

個人事業主からの購入の場合

次のいずれかの書類が必要

- ・見積事業者が記載した「**横浜市内事業者であることの誓約書（第3号様式）**」

営業実態を確認できる資料を追加でお願いする場合があります

- ・「**横浜市一般競争入札有資格者名簿**」

所在地区分が「市内」であることが確認できる箇所

横浜市有資格者名簿は横浜市 HP で公開されています。

有資格者名簿（工事）

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/meibo.html>

有資格者名簿（物品・委託等）

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=MeiboBuppinSearch>

有資格者名簿一覧（工事）

PCVK2000

【工事】

[<<検索画面に戻る](#)

※掲載されている情報は、随時、更新される場合があります。

検索条件：市内、ア、

※[工程、細目、等級等の詳細については、こちらを参照してください。](#)

外字等については、簡易な字体又はひらがなに置き換えて記載しています。

令和8年3月16日 現在

全92件中 1 - 50件目

[次へ>>](#)

業者コード	企業規模	所在地区分	商号又は名称	主たる営業所の所在地(上段) 支店等所在地(下段)	代表者氏名(上段) 受任者氏名(下段)	資本金 単位:円	電話番号(上段) FAX番号(下段)	登録工程			資格 開始 年月 日
								工程	細目	等級	
	中小企業	市内						01: 土木	a	C	R 3年 4月1日
								02: 舗装	a	C	
								04: 港湾	ab		

#

事前申込受理の通知日以降に工事の着工、設備の納品・設置を行ってください。設備の導入と支払いが完了してから、助成金の交付申請と実績報告手続きを同時に行っていただきます。

助成金の交付には各種要件を定めており、交付申請兼実績報告書の提出を受けた後、提出書類を基に助成金の交付要件を満たしているかを横浜市で確認します。設備の設置・支払い完了後に助成金の要件を満たしていないことが判明した場合は助成金を交付することができません。

このため、募集案内 P.6～11 をよくお読みいただき、**助成金の要件をすべて満たしているかよく確認してから設備を発注・契約**していただくようお願いします。

発注事業者への代金の支払い方法は、次の①から③のいずれかの方法で行い、**支払完了日が交付申請兼実績報告日以前**であることに限ります。

支払方法	支払完了日	支払いを証する書類（次の写しを提出）	
		必要書類①	必要書類②
①現金	領収書発行日	領収書	
②銀行振込	領収書発行日	領収書	
	口座引き落とし日	振込が完了したことがわかる表記がある画面 ※申請者と振込先、振込日、金額が分かるもの ※残高は黒塗りしてください。	請求書
		支払いが確認できる通帳 ※申請者と振込先、振込日、金額が分かるもの ※残高は黒塗りしてください。	
		当座勘定照合表 等 ※申請者と振込先、振込日、金額が分かるもの ※残高は黒塗りしてください。	
③クレジットカード	領収書発行日	領収書	
	口座引き落とし日	次の全ての書類 ・支払いが確認できる通帳のページと表紙 ※残高は黒塗りしてください。 ・クレジットカード利用明細	請求書
		次の全ての書類 ・当座勘定照合表等 ※残高は黒塗りしてください。 ・クレジットカード利用明細	

※外貨払い、他の取引との相殺払い、回し手形（裏書譲渡による支払）は対象外です。

3 事前申込内容の変更等

(1) 事前申込の変更・中止・廃止について

ア 事業の中止・廃止について

事前申込の後に、助成対象事業を取りやめる場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

イ 内容の変更について

名称・所在地・代表者等の変更や、設備投資計画に変更が生じた場合は速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>

横浜市経済局ものづくり支援課

電話：045-671-3489 Email:ke-yci@city.yokohama.lg.jp

(2) 助成金の交付決定の取消しと返還について

次の場合には、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

ア 助成金を他の用途で使用したとき。

イ 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

ウ 申請者(法人にあっては代表者及び役員)が暴力団、暴力団員に該当するとき。

エ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

オ その他法令、条例、規則又はカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

助成対象となる経費の全部もしくは一部について、**本市の他の助成制度又は他の公的助成制度の交付決定又は他の助成制度の助成金等の支払いを既に受けている場合は交付決定を取り消します。**

手続⑤ 助成金の申請（交付申請兼実績報告）

1 実績報告に必要な書類

法人・個人事業主 共通

●助成対象経費計算書（第8号様式）

※P.20 助成対象経費計算書の作成をご確認ください

●経費の支出を証明する内訳のわかる領収書等の写し

※領収書の発行者欄に、横浜市内の「住所」又は「電話番号」が記載されていること

※宛名が記入されていること（法人：法人名、個人事業主：代表者名）

※領収書に内訳が記載されていない場合は、**内訳が記載された契約書、納品書、請求書等**を合わせてご提出ください（見積書では受付できません）

※見積書と同様、内訳では対象外経費を明確に区別してください

※その他 P.15 の提出書類の注意点をご確認ください

●導入設備の写真等

※設備全体（背景を含む）が写るように更新前と同じアングルで撮影（空調の場合は、室外機と室内機の両方の写真をご準備ください）

※**設備の型式番号が確認できる箇所**も撮影

※同一の設備を複数箇所に導入する場合は、導入箇所ごとに撮影

●役員等氏名一覧表（第9号様式）

●二酸化炭素排出削減量見込確認書（第11号様式）

※IDEC 横浜の「訪問支援」後、メールで送付されます。（P.17 参照）

※令和7年4月1日以降に省エネ診断を受診している場合は省エネ診断書の写しでも可（今回更新した設備の型式が記載されているもの）

法人

●設備を導入する事業所が市内かつ営業開始から12か月を経過していることが確認できる書類
次の①②の両方を用意してください。

①「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）」の写し

（交付申請日から3ヵ月以内に発行されたもの）

② 横浜市で発行された事業年度前期1年分の「法人市民税納税証明書」

（領収書は認められません）

なお、導入する事業所が飲食店の場合は「**営業許可証**」をご準備ください。

個人事業主

●設備を導入する事業所が市内かつ営業開始から12か月を経過していることが確認できる書類
次の①②の両方を用意してください。

① 開業届、営業許可証、青色申告書等の資格証明書のいずれか

※事業所住所に市内住所が記載されていること、1年以上事業継続が認められるかご確認ください

※申請日前1年以内に届出た開業届では受付できません

※**マイナンバー**が記載されている場合は必ず**黒塗り**してください

② 横浜市で発行された令和7年度の「個人市民税納税証明書（領収書は認められません）」

又は「**市民税の完納証明書**」の写し

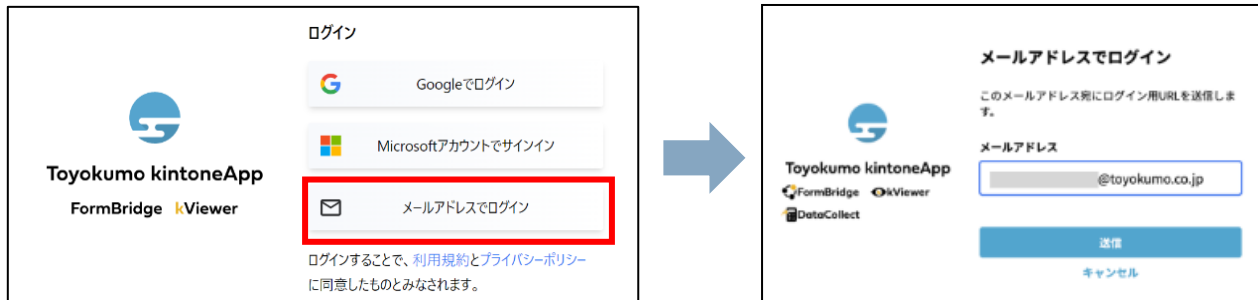
2 誓約

申請時に次に掲げる項目について確認、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。（助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。）申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市・県民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあっては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあっては、配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、本助成金の申請に関する申請者情報を、第11号様式に定める二酸化炭素排出削減見込量の測定のために公益財団法人横浜企業経営支援財団へ共有することに同意します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

3 申請方法

- ① 事前申込の受理の通知をお知らせする際に、「省エネルギー化支援助成金 交付申請兼実績報告フォーム」の URL をお送りします。
(メールが届かない場合は迷惑メールに振り分けられている可能性があります。設定をご確認ください。)
- ② メールに記載の URL をクリックすると「Toyokumo kintoneApp」が表示されます。「メールアドレスでログイン」を選択してください。事前申込で登録したメールアドレスを入力します。



- ③ 「Toyokumo kintoneApp サービス」からログイン用 URL が記載されたメールが届きます。



申請フォームでは、必要項目の入力とともに、次の書類をアップロードしていただきます。対象となる書類の**デジタルデータ**を予めご用意ください。データの形式は、DOCX、XLSX、PDF、JPEG、PNG のいずれかとし、文字がはっきりと認識できるようにしてください。

電子申請が難しい場合、申請する設備種類が4種類以上となる場合は、事務局までご相談ください

★「省エネルギー化支援助成金 交付申請兼実績報告フォーム」は

横浜市トップページにも掲載していますので、次のとおり画面遷移してください。

URL: [省エネルギー化支援助成金（簡易申請コース）](#) [横浜市](#)

- > ビジネス
- > 中小企業支援
- > 経営支援
- > 設備投資への支援
- > 省エネルギー化支援助成金（簡易申請コース）

※事前申込時に登録いただいたメールアドレスを入力いただくことでログインします。

4 申請期限

事前申込の受理通知を受理した日から3か月後の末日 又は令和9年1月29日（金）17時のいずれか早い日

（例：事前申込の受理通知日が令和8年7月15日（水）の場合、交付申請期限は、令和8年10月31日（土））

※ 事前申込の受理メールに実績報告期限を記載していますので、必ずご確認ください。

※ 原則として設備の導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

※ 通信トラフィック状況等により、システム入力やアップロードに時間がかかる場合がありますので、余裕をもって提出してください。

5 申請から交付決定兼交付額確定までの流れ

ご申請いただいた内容について横浜市で審査を行い、適当と認める場合は申請者宛に「交付決定兼交付額確定通知書」を送付します。（不適当と認める場合は「不交付決定通知書」を送付します。）

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、修正作業用のURL（アドレス）を登録いただいたメールアドレスへ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※ 申請書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合があります。

※ 一定期間の間に修正に応じていただけない場合は不交付となる可能性があります。

手続⑥ 助成金交付請求

1 交付請求書の提出

交付決定兼交付額確定通知書の受領後から、**原則 1 週間以内**にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際の案内文にてご確認ください。

最終提出期限

令和 9 年 **2 月 26 日(金) 17 時**

※提出期限を超えた場合は、助成金をお支払いすることができない場合があります。

2 助成金の振込

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1 か月程度でご指定の口座に助成金が振り込まれます。

財産処分の制限等について

1 関係書類の保存について

当助成事業に関して、横浜市から受領した書類（交付決定兼交付額確定通知）や助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿、領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度末から 5 年間保存しなければなりません。

2 財産処分の制限について

助成金の交付を受けて取得した設備は、取得した時より当該耐用年数（5 年を超えるときは 5 年）を経過する前に処分（交付の目的に反した使用、移設、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取り壊し、又は廃棄を含む）してはいけません。

当該年数内にやむを得ず処分する場合は、事前に財産処分申出書の提出をし、市の承認を受ける必要があります。また、財産処分に際して市から助成金の全部または一部に相当する金額の納付の請求を受けた場合は、相当金額を市に納付しなければなりません。

処分する場合は、担当までご連絡ください。

注意事項

1 注意事項

(1) 申請手続き及び連絡について

必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。提出資料の修正等、本市からの連絡は、原則メールにて取らせていただきます。メールアドレス、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(2) 事業者の公表について

助成金の交付を受けた事業者の概要及び交付年度、活動内容の概要、助成金額等を公表する場合があります。

(3) 収集する情報の取扱いについて

経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼、脱炭素の取組啓発等のため、申請者の情報を本市の他部署に提供する場合があります。

お問合せ先

1 お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課

カーボンニュートラル設備投資助成担当

TEL 045-671-3489

Email ke-yci@city.yokohama.lg.jp

受付時間 9:00～17:00

(12:00～13:00 及び土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

2 ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/carbon-shindan.html>

横浜市 カーボンニュートラル設備投資 🔍



カーボンニュートラル設備
投資助成事業
WEB ページ



省エネルギー化支援助成金
簡易申請コース
WEB ページ

【参考】市が指定する省エネルギー診断

1 市が指定する省エネルギー診断

省エネルギー診断とは、エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断を指します。

特に出力（馬力）の増強を伴う場合や、既存設備と同等品ではない設備への更新を計画している場合には、次の市が指定する省エネルギー診断を受診して、確実に省エネに資するか確認することを推奨いたします。

また、市が指定する省エネルギー診断を受診している場合は、「③専門家による CO₂排出削減見込み量の測定」は省略されます。（診断書に導入予定設備のメーカー名や型番の記載がない場合は、別途削減量の根拠となる資料の提出をお願いする場合があります。）

さらに、省エネルギー診断の受診に係る自己負担額（消費税を除く）を補助する「横浜市省エネ診断支援補助金」もご活用ください。

URL: [横浜市省エネ診断支援補助金](#) 横浜市

市が指定する省エネルギー診断事業

診断の申込から診断書発行（診断報告会）まで **1か月以上の期間**を要しますので、希望される場合はお早めにお申し込みください。

（1）一般社団法人 環境共創イニシアチブ

① 地域省エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業「ウォークスルー診断」

費用（税込み）：6,006 円～12,012 円（設備単位プラン）
16,016 円～51,051 円（工場・事業所全体プラン）

② 地域省エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業「IT 診断」

費用（税込み）：上限 220,000 円（実施内容による）

URL：[設備を診断して光熱費削減 省エネ診断](#)

①②お申込方法：特設 WEB サイトの登録診断機関一覧からご選択いただき登録診断機関に申込み

（2）一般財団法人 省エネルギーセンター

① 「省エネ最適化診断」

費用（税込み）：9,460 円（クイック診断）～30,470 円（大規模診断）

URL：[省エネ最適化診断サービス内容 | 省エネ・節電ポータルサイト](#)

② 「ステップアップ診断」

費用（税込み）：19,690 円

URL：[ステップアップ診断 | 省エネ・節電ポータルサイト](#)

①②お申込方法：「省エネ・節電ポータルサイト」から申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき、メール、FAX、郵送のいずれかで省エネ診断事務局に申込み

（3）神奈川県「中小企業省エネルギー診断」

費用（税込み）：無料

申込方法：WEB サイトに掲載の申込フォームに必要事項を入力し電子申請

URL：[中小企業省エネルギー診断（無料） - 神奈川県ホームページ](#)

各機関の WEB サイトをご確認の上、直接お申し込みください。

申込する際には、「横浜市の省エネルギー化支援助成金に申請希望」とお伝えください。